

# 幼児教育・保育の無償化って

## ナニがドーン変わる？

園子育て支援課  
☎(25) 8136



市独自

ご確認ください！  
うちの子の場合は？

	3歳～5歳		0歳～2歳 保育の必要性の認定あり	
	保育の必要性の認定あり	保育の必要性の認定なし	住民税非課税世帯	住民税課税世帯
保育園 認定こども園 (保育園部)	無償 (延長保育を除く)	利用できません	無償 (延長保育を除く)	無償 (延長保育を除く)
幼稚園 認定こども園 (幼稚園部)	無償	無償	利用できません	利用できません
認可外保育施設 (一時預かり・病児保育 ・ファミリーサポートセンター)	無償 (上限 37,000 円/月)	利用料必要	無償 (上限 42,000 円/月)	利用料必要 ※無償化の予定
幼稚園・ 認定こども園 (幼稚園部) の預かり保育	無償 (上限 11,300 円/月)	利用料必要	利用できません	利用できません

国の「幼児教育・保育の無償化」にあたり、「保育の必要性の認定」の手続きが必要となる方は、子育て支援課までお問い合わせください。



### さらに!! 高島市の3つのいいトコ

市では、国による無償化の対象とならない次の事業についても独自で無償化を行う予定です。  
(9月市議会の議決案件です)

#### 保育園・幼稚園・認定こども園在園児の病児保育利用料

在園児が病児保育を利用したときの利用料を市から助成します。  
※利用料は従来どおり支払ったあと、払い戻しの手続きが必要

#### 認可外保育施設等の利用料

国による無償化の対象外となる、「保育の必要性の認定」を受けた0歳から2歳までの課税世帯の子どもの認可外保育施設等の利用料が無償になります。  
※1か月の利用料が42,000円までは無償

#### 保育園等(認可外保育施設等を除く)の給食費

国の無償化では、これまで3歳から5歳まで保育園(部)の保育料に含まれていた副食費(おかず代、おやつ代)は、保護者負担とされ無償化の対象外となりました。  
市では、これまで給食費の無償化を推進してきたことから、国の無償化の対象外となる副食費についても助成を行います。

国(内閣府)では、子育て世代の経済的負担を軽減するため、10月から「幼児教育・保育の無償化」を開始します。これは、急速に進む少子化や、幼児教育・保育の重要性から、その対策として行われるものです。

保育園・幼稚園・認定こども園に入園している子どもの保育料や、待機児童となつている子どもなどが利用する一時預かりなどの利用料が無償化となります。

対象は、3歳から5歳までの子どもと、「保育の必要性の認定」を受けた0歳から2歳までの住民税非課税世帯の子どもです。

さらに市では、子育て支援をより充実させるため、国の無償化の対象にならない0歳から2歳までの住民税課税世帯の子どもの保育料も、独自で無償化を行います。

この市の独自施策によって、市内の保育園・幼稚園・認定こども園を利用する子どもの保育料は、すべて無償化されます。